

平成 21 年 4 月吉日

平成 21 年 介護報酬改定について ～介護従事者の処遇改善にむけた取り組みについて～

有限責任中間法人日本在宅介護協会
会長 寺 田 明 彦

平成 21 年 4 月の介護報酬改定は、3%アップとなりました。これは介護従事者の処遇が他産業に比べ非常に低く、処遇改善による定着率の向上や人材確保が喫緊の問題とされた結果と認識しています。

しかし 3%の改定率のうち、介護報酬の基本単価にはほとんど手を入れずに多くの部分を、加算の積み上げによるものとしたことは、今回の介護報酬改定の目的である「介護従事者の処遇改善」の本質を反映していません。当協会要望の『全産業平均賃金格差の少なくとも 60%改善』を行うには、その内容も改定率も全く要望レベルに至らないものです。

介護報酬アップは利用者の一割負担額上昇にも影響することから、あえて今回の加算を取らない事業者、また、事業規模や人員体制の在り方などにより加算を取れない事業者などは、報酬改定によるプラスの影響をほとんど享受することができません（加算が取れない場合、当協会試算では、今回の報酬改定は平均 1. 7%のアップ程度）。

当協会は、この度の報酬アップによって介護従事者の処遇が、「従事者が将来に期待を持って働くことができる。そして、従事者の定着化が進み、人材確保ができる。」という水準には程遠いものであること、そして、更なる追加施策が必要であることを政府や行政当局に働きかけ続けております。そうした中で政府与党は 09 年度補正予算を念頭に追加経済対策として「介護従事者の処遇を改善するため」3 年間で 4,000 億円規模の人件費の補助などにより、3 年間で 30 万人の雇用創出を掲げて調整が進んでいる状況です。政府与党案は 5 月中にも補正予算化し、10 月 1 日より施行の見込みで更なる介護従事者の処遇改善が進むことになります。詳細は未定ですが、介護報酬額の平均 2 %相当額を介護職員の処遇改善交付金として手当とする方向で検討しているとのことです。

- このように、介護従事者の処遇改善については、現在のところ
- ① 介護報酬見直し（3%アップ）は 4 月 1 日より実施
 - ② 追加措置は補正予算成立後、本年 10 月 1 日より実施と 2 段階で行われる見通しとなりました。

在宅協加盟各社に置かれましては、これまで最大限の経営努力をされ、ぎりぎりの事業運営を続けてこられていることを十分承知しております。この度の介護報酬見直しだけでは、過去2回の介護報酬マイナス改定（平成15年4月▲2.3%、平成18年4月▲2.4%、H17年改正部分含む）の穴埋めで精一杯という事業者が大半であると認識しておりますが、追加措置も併せて勘案いただき、各社の適切な判断のもと、介護に携わっている職員の処遇改善に対応いただきますようお願い申し上げます。

また、介護給付費分科会の審議において「国民の目にわかる形で処遇改善額を公表すべき」との意見が保険者等から寄せられ、強制ではないものの「事業者自らが進んで開示することが望ましい」との意見が多かったことは、既にご承知のことと思います。当協会としましても一定時期（来年1月頃を目処）に加盟各社に対してアンケートを実施させていただき、介護従事者の処遇改善の実態を把握し、事業者団体として公表することを考えております。その際にはご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日本在宅介護協会は、国民への負担増加（介護保険料増加）にならず、サービス利用者の自己負担にも影響せずに実質的に報酬アップと同等の効果が得られるよう、制度運用の効率化を基軸とする規制・基準の緩和と速やかに実行できる追加的、段階的な処遇改善策の実施を一貫して要望してまいりました。介護従事者処遇改善のレベルはまだまだ不十分です。今後も継続提言して参りたいと考えております。

介護保険制度が将来にわたり安定的に運用されるよう、そこに働く介護従事者が将来に希望を託して働ける環境、魅力ある職業とするために、また、利用者やその家族が安心して生活できるような制度の持続性を実現するために、更なる努力をしてまいる所存であります。

以上